

神河町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 10,391	千円 8,830,253	千円 175,565	千円 1,327,324	% 15.03%	% 14.48

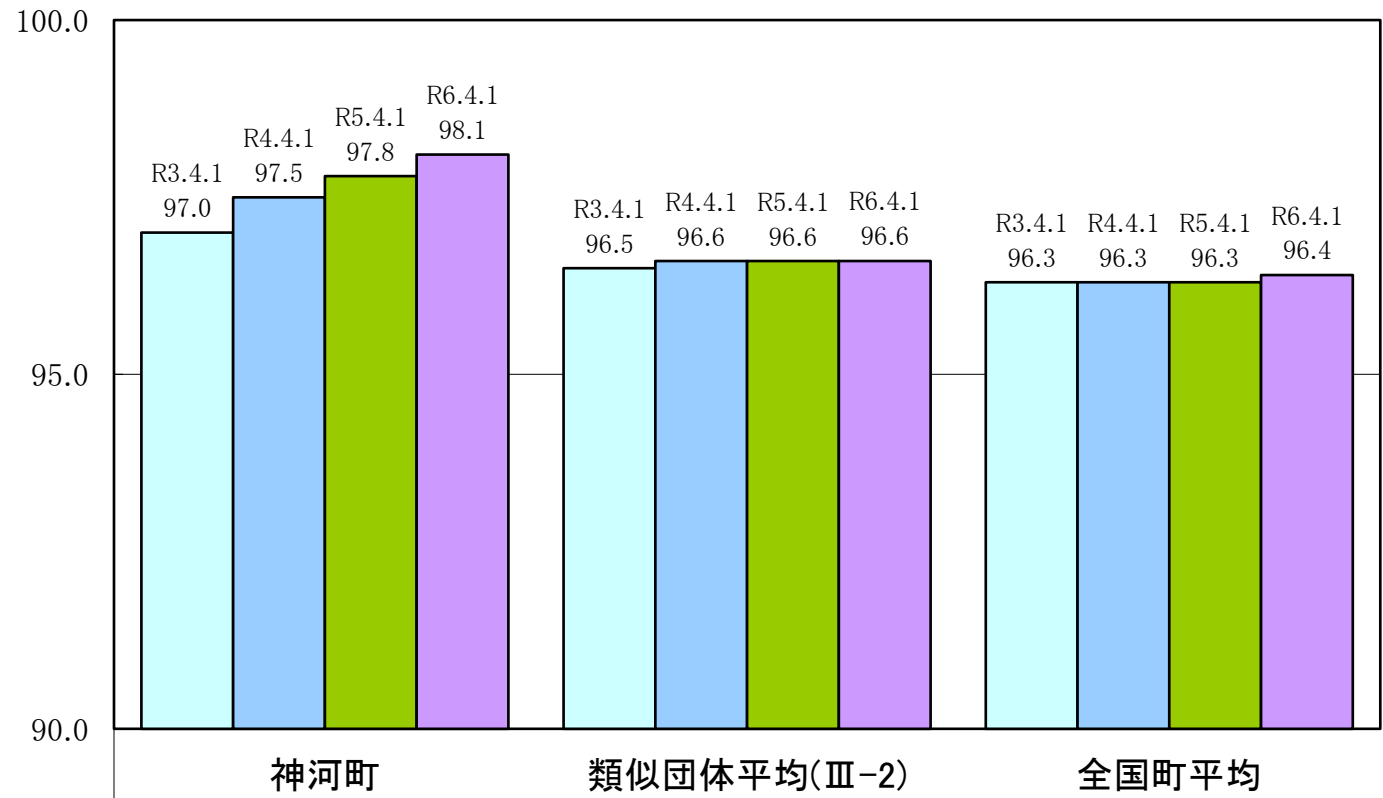
(注) 人件費には特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 115	千円 465,999	千円 86,946	千円 182,982	千円 735,927	千円 6,399	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況（※神河町は人事委員会を設置していないので、記載無し）

①月例給

区 分					給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分					年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A－B	勧告 (改定月額)		
令和 5年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
□内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。□

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準0%に対し、神河町においても0%とする。											
(参考)											
	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支 給割合		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遡及改 定後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
国基準 による 支給割 合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
神河町 の支給 割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当は未導入。
単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神河町	42.5 歳	320,700 円	387,427 円	347,344 円
兵庫県	43.2 歳	324,400 円	420,253 円	376,521 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
神河町	47.7 歳	11 人	305,600 円	341,464 円	311,345 円	—	—	—	—
うち 学校給食員	57.2 歳	1 人	354,100 円	355,600 円	354,100 円	調理士	41.2 歳	278,500 円	1.3
うち用務員	47.4 歳	2 人	303,600 円	310,700 円	303,600 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.3
うち運転員 ※	58.3 歳	1 人	354,100 円	459,500 円	360,600 円	自家用乗用 自動車運転者	61.9 歳	232,600 円	2.0
うちその他	44.9 歳	7 人	292,400 円	330,800 円	300,457 円	—	— 歳	— 円	—
兵庫県	57.4 歳	285 人	335,100 円	399,368 円	367,546 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	4 人	290,973 円	313,408 円	300,549 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
神河町	—	—	—
うち 学校給食員	5,940,300 円	3,650,900 円	1.6
うち用務員	5,149,500 円	3,297,300 円	1.6
うち運転員 ※	7,203,000 円	2,988,700 円	2.4
うちその他	5,333,700 円	— 円	—

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年~令和5年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※当町における運転員は1人である為、公表を控えています。

③教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
神河町	歳	円	円
	51.5	379,300	427,533
兵庫県	歳	円	円
	41.4	362,200	422,546
類似団体	歳	円	円
	41.7	299,825	331,828

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		神河町	兵庫県	国
一般行政職	大 学 卒	187,300 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	164,000 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	187,300 円	226,100 円	— 円
	短 大 卒	164,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,900 円	361,400 円	368,000 円	388,500 円
	高 校 卒	242,600 円	— 円	— 円	372,200 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	368,700 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

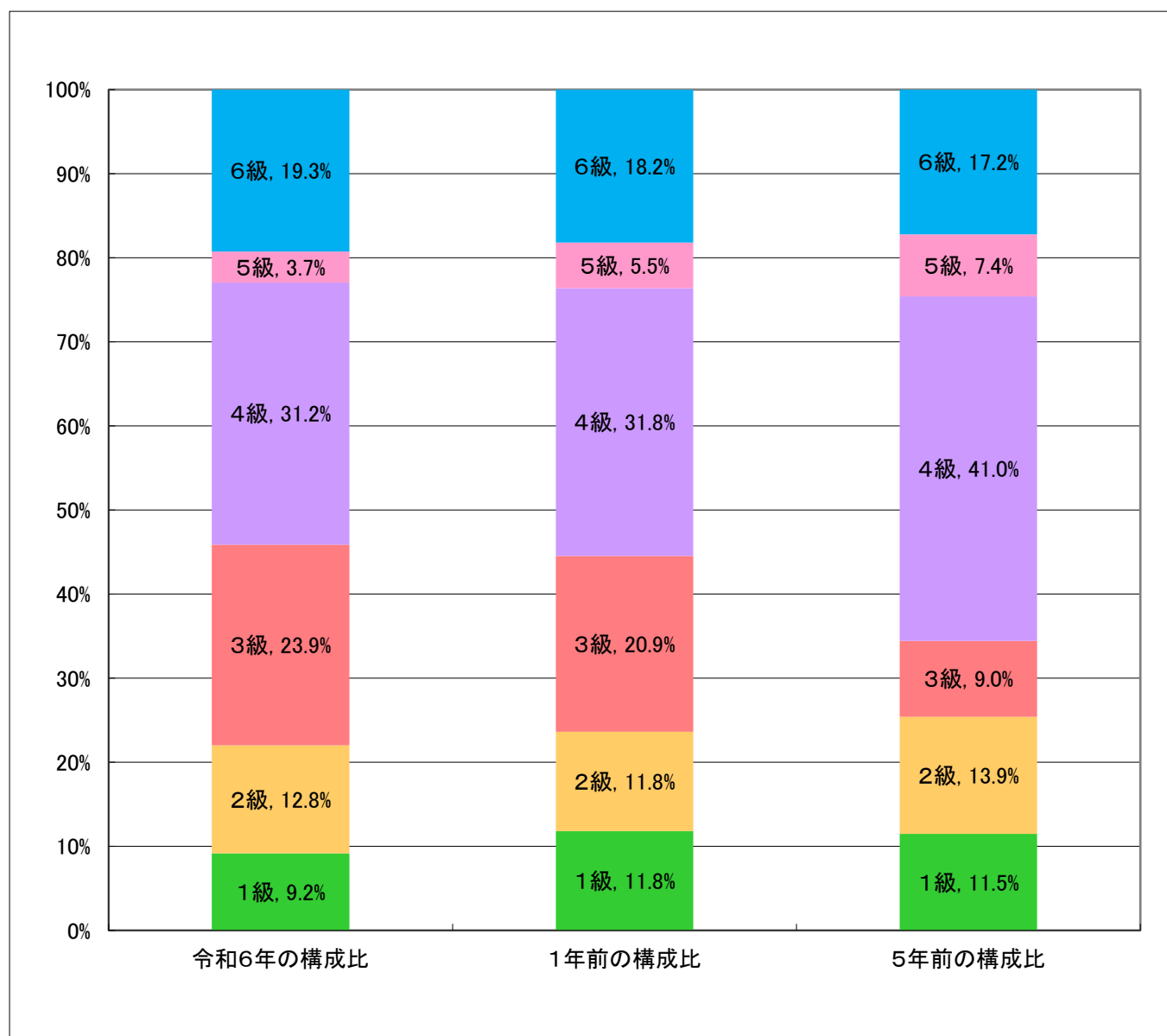
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	課長、会計管理者、局長、参事	人 21	% 19.3	円 323,100	円 411,300
5 級	副課長	人 4	% 3.7	円 295,400	円 394,000
4 級	課長補佐、係長	人 34	% 31.2	円 271,600	円 382,000
3 級	主査	人 26	% 23.9	円 240,900	円 351,000
2 級	主事	人 14	% 12.8	円 208,000	円 305,200
1 級	主事	人 10	% 9.2	円 162,100	円 249,400

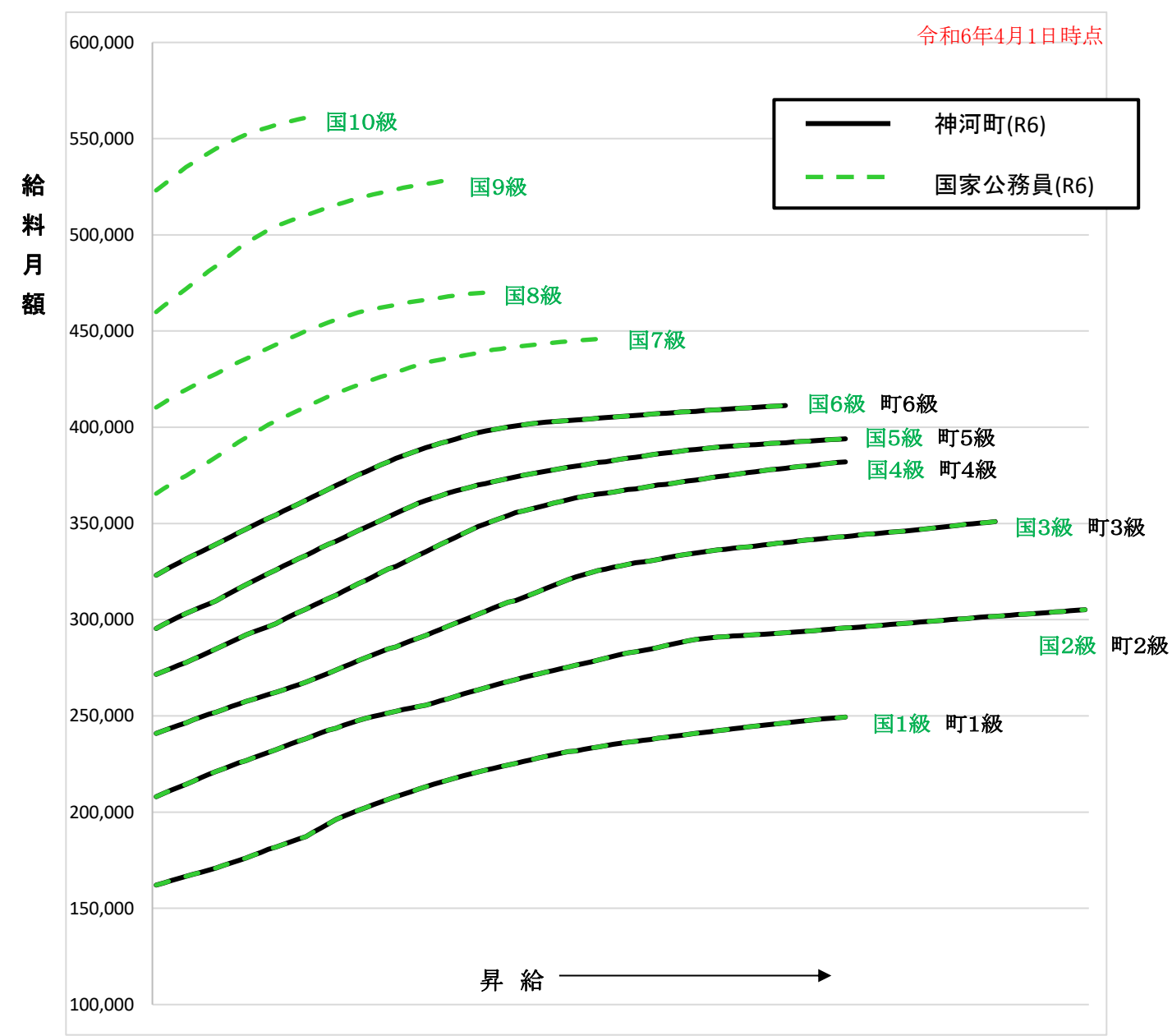
(注) 1 神河町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年1月に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(1)) (令和6年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況 (神河町)

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定次期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

神河町	兵庫県	国
1人当たりの平均支給額(令和5年度)	1人当たりの平均支給額(令和5年度)	—
1,535千円	1,769千円	
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.45月分 2.05月分	2.45月分 2.05月分	2.45月分 2.05月分
(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
役職加算 5～10%	役職加算5～20% 管理職加算10～20%	役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活動状況(一般行政職)(神河町)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)	○	○
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

神河町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度 47.709 月分
勤奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分	勤奨・定年 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
一人あたり平均支給額 5,116 千円	一人あたり平均支給額 16,228 千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	0 %	- 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			98.1
(ラスパイレース指数)			98.1

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			735 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			16,333 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			39.1 %	
手当の種類(手当数)			7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務手当	業務に従事する職員	納付督促業務 税務調査・滞納処分	15 千円	日額 200円 日額 600円
感染症防疫作業手当	業務に従事する職員	防疫作業	0 千円	日額 200円
山上等作業手当	業務に従事する職員	山林の現地調査作業	27 千円	日額 200円
危険作業手当	業務に従事する職員	農作物の病虫害駆除作業	0 千円	日額 200円
行旅死亡人等取扱作業手当	業務に従事する職員	行旅死亡人等の看護、移送又は埋葬作業	0 千円	1件 1,000円
不快手当	業務に従事する職員	犬、猫、野獣等の死体処理作業	98 千円	1件 1,000円
処遇改善手当	業務に従事する職員	保育士の確保や質の向上、待遇の改善	594 千円	月額 5,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	34,283 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	350 千円
支給実績(令和4年度決算)	27,429 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	286 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)円
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給。配偶者6,500円、子11,000円、その他の親族各6,500円、満16の年度初めから満22歳の年度末までの子に対する加算5,000円	同じ	—	13,350 千円	242,727 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員に最高限度額28,000円。	同じ	—	4,642 千円	257,889 円
通勤手当	通勤距離に応じて1,500円から35,000円	異なる	交通用具利用者の単価	11,952 千円	106,714 円
管理職手当	課長級 63,000円 副課長級 40,000円	異なる	支給割合	19,296 千円	622,452 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	—	785 千円	22,429 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給。勤務1回につき4,400円	同じ	—	千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	—	千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給。23,000円	同じ	—	720 千円	360,000 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等			
給 料	町 長		760,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
		(円)	855,000 円	/	382,500 円	
	副 町 長		620,000 円	700,000 円	/	430,400 円
		(円)				
報 酬	議 長		335,000 円	408,000 円	/	230,000 円
	副 議 長		245,000 円	342,000 円	/	180,000 円
	議 員		225,000 円	323,000 円	/	157,000 円
期 末 手 当	町 長		(令和5年度支給割合)			
		4.50 月分				
	議 長		(令和5年度支給割合)			
		4.50 月分				
退 職 手 当			(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長		給料×勤続期間(月)×41.00／100	14,956,800 円	任期ごと	
	副 町 長		給料×勤続期間(月)×25.00／100	7,440,000 円	任期ごと	
	備 考					

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

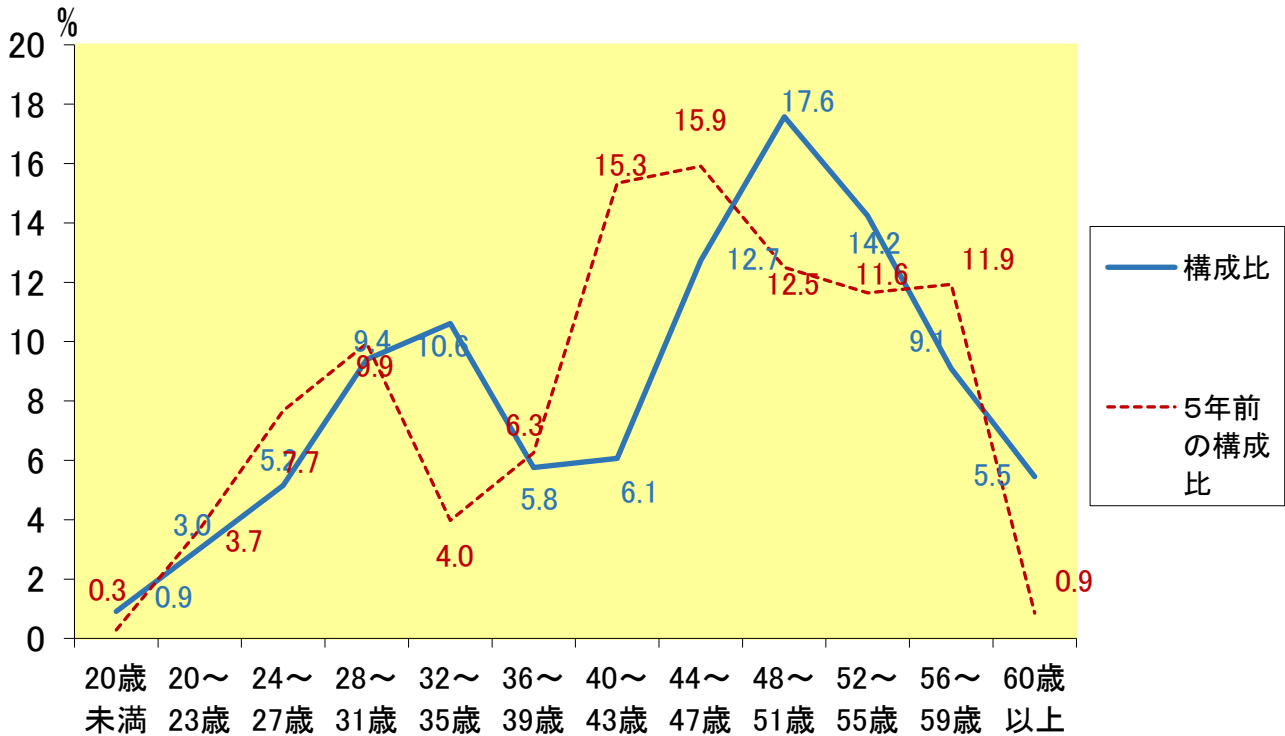
(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		令和5年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	業務と人員の調整による減 業務と人員の調整による増 業務と人員の調整による増 業務と人員の調整による減
		総務	28	28	0	
		税務	7	6	-1	
		民生	8	9	1	
		衛生	13	13	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	5	7	2	
		土木	10	9	-1	
	小 計	90	91	1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 87.58 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 88.99 人)	
	教育部門	25	26	1	教育の質の向上を目指し業務の充実を図るための増	
小 計	115	117	2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 112.60 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 108.29 人)		
公 営 企 業 部 門 計	病院	177	185	8	会計年度任用職員退職による正規職員の採用による増	
	水道	4	4	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	20	20	0		
	小 計	205	213	8		
合 計		320 [400]	330 [400]	10		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	10人	17人	31人	35人	19人	20人	42人	58人	47人	30人	18人	330人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	98	98	92	90	90	91	△ 7 (△7.1%)
教 育	31	30	28	25	25	26	△ 5 (△16.1%)
普通会計計	129	128	120	115	115	117	△ 12 (△9.3%)
公営企業等会計計	223	218	212	209	205	213	△ 10 (△4.5%)
総合計	352	346	332	324	320	330	△ 22 (△6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 400,221	千円 -10,714	千円 24,184	% 6.0	% 7.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,017千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 4	千円 12,741	千円 3,323	千円 4,561	千円 20,625	千円 5,156	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神河町水道事業	48.6 歳	274,938 円	429,688 円
類似団体	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 職員の平均年齢には、会計年度任用職員を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

神河町水道事業				神河町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,270 千円				1,535 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375) 月分		(0.975) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5% ・管理職加算10%				・役職加算5% ・管理職加算10%			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

神河町水道事業				神河町 (一般行政職)			
(支給率)		自己都合		(支給率)		自己都合	
		勧奨・定年				勧奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
1人当たり平均支給額		— 千円	24,183 千円	1人当たり平均支給額		5,116 千円	16,228 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

※神河町は地域手当の支給無し

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	0 %	- 人	0 %

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			141 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			17,613 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			80.0 %	
手当の種類(手当数)			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
水道事務手当	上下水道業務に従事する職員	水道消毒、水質浄化等の劇薬注入作業、現場重作業	17 千円	1件 100円 1時間 200円
緊急呼出手当	上下水道業務に従事する職員	休日及び時間外に緊急の呼び出しを受け出動した場合	130 千円	1件 2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	1,000 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	143 千円
支給実績(令和4年度決算)	1,763 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	252 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算) 千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)円
扶養手当	扶養親族を有する職員に 生計費の一助として支給。 配偶者6,500円、子11,000 円、その他の親族各6,500 円、満16の年度初めから 満22歳の年度末までの子 に対する加算5,000円	同じ	—	654 千円	218,000 円
住居手当	住居手当とは、自ら居住す るための住宅を借り受け、 一定額を超える家賃を支 払っている職員に最高限 度額28,000円。	同じ	—	264 千円	264,000 円
通勤手当	通勤距離に応じて1,500円 から35,000円	同じ	—	332 千円	66,400 円
管理職手当	課長級 63,000円 副課長級 40,000円	同じ	—	480 千円	480,000 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務 時間中に勤務した職員に 対して支給。勤務1時間当 たりの給与額×(135/100)	同じ	—	54 千円	13,500 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に 従事した職員に対し、当該 勤務の報酬として支給。勤 務1回につき5,000円	同じ	—	625 千円	62,500 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間における 勤務として午後10時から 翌日の午前5時までの間 に勤務した職員に対して 支給。勤務1時間当たりの 給与額×25/100	同じ	—	千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に 伴う転居のため、配偶者と 別居し単身で生活すること を常況とする職員に対して 支給。23,000円	同じ	—	千円	円